

公立大学法人宮城大学評価委員会運営規程

平成21年4月1日

規 程 第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第20条第1項の規定により、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）に置かれる評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織、運営等に関し、同条第5項及び規則第57条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 評価委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- 一 法人の中期計画及び年度計画に関すること。
- 二 法人の自己点検評価及び外部評価に関すること。
- 三 その他理事長から検討を指示された事項に関すること。

(構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学長兼副理事長
- 二 教育、研究、人事労務、企画及び財務を担当する理事
- 三 理事長が指名する副学長
- 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 五 規則第38条第1項に規定する教育推進センター等の長
- 六 規則第39条第1項に規定する全学センターの長
- 七 事務局長
- 八 その他理事長が指名する職員

(任期)

第4条 前条第8号に掲げる委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会の委員長及び副委員長は、副理事長及び委員長が指名をする委員をもって、それぞれ充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を主宰し、及び代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考

意見を聴くことができる。

5 理事長は、いつでも、評価委員会の会議に出席することができる。

(委員長の権限)

第7条 委員長は、評価委員会において議決した事項で、理事長の承認を得たものについては、これを全学に実施するものとする。

2 委員長は、評価委員会において議決した事項で、理事長の承認を得たものについては、学群長、基盤教育群長、研究科長等に指示を行うことができる。

3 委員長は、第2条に掲げる所掌事項を処理する上で必要があると認めるときは、公立大学法人宮城大学教育研究等評価委員会運営規程(令和6年宮城大学規程第195号)第5条第1項に規定する大学評価委員会の委員長の同意を得た上で、同規程第8条第1項に規定する内部質保証実施委員会に業務を行わせることができる。

(報告)

第8条 委員長は、評価委員会の議事について、その都度、理事長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、事務局企画・入試課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H24.12.26 第64回理事会)

この規程は、平成24年12月26日から施行する。

附 則 (H25.4.24 第68回理事会)

この規程は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学評価委員会運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第4号	学群長	学群長、学部長
第3条第6号	各学群	各学群、各学部
第7条第2項	学群長	学群長、学部長
第8条第1項及び第3項	各学群	各学群、各学部
第9条第2項	各学群から2人	各学群から2人、各学部から2人

附 則（H30.5.23 第137回理事会）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年5月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学評価委員会運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第4号	学群長	学群長、学部長
第7条第2項	学群長	学群長、学部長
第8条第1項及び第3項	各学群	各学群、各学部

附 則（H31.3.27 第148回理事会）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学評価委員会運営規程（以下「新規程」という。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第4号	学群長	学群長、学部長
第7条第2項	学群長	学群長、学部長

附 則（R6.3.27 第209回理事会）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。